

東京都における新型コロナウイルス感染症リバウンド警戒期間(延長)における施設等対応

施設名		令和4年3月22日～4月24日		令和4年4月25日～5月22日	
市 開 連 施 設	【集会施設】 市民会館(朝え木ホール)、東小金井駅開設記念会館(マロンホール)、前原暫定集会施設(12月末まで貸出中止)、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所 小金井宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
	はげの森美術館	展示替えのため休館	次回所蔵作品展は3月27日予定	11:00～16:00	所蔵作品展は5月8日まで
ス ポ ー ツ 施 設	総合体育館	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	栗山公園健康運動センター	・大規模改修工事に伴い令和4年3月31日(予定)まで休館 ・令和4年4月1日から再開(9:00～21:00)・感染防止対策		9:00～21:00	・感染防止対策
	一中クラブハウス (談話室・柔剣道場)	(再開) 9:00～21:00	・感染防止対策	9:00～21:00	・感染防止対策
ス ポ ー ツ 施 設 (屋 外)	上水公園運動施設(グラウンド・テニスコート)	(～3/31) 9:00～17:00 (4/1～) 9:00～19:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	9:00～19:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	市テニスコート場	(～3/31) 9:00～17:00 (4/1～) 9:00～19:00		9:00～19:00	
	一中テニスコート	(再開) ・開放時間＝午後3時まで ・感染防止対策	・開放時間＝午後3時まで ・感染防止対策		
	南中学校テニスコート夜間開放	(再開) ・開放時間＝午後9時まで ・感染防止対策	・開放時間＝午後9時まで ・感染防止対策		
図 書 館	図書館本館	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・新型コロナウイルス感染症対策継続 ・イベント事業は個別対応	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・新型コロナウイルス感染症対策継続 ・イベント事業は個別対応
	図書館緑分室	10:00～17:00		10:00～17:00	
	図書館東分室、貫井北分室	9:00～19:00		9:00～19:00	
	西之台会館図書室	10:00～17:00		10:00～17:00	
公 民 館	公民館本館・貫井南分館・緑分館	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼	9:00～22:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用の場合、改めて基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
	東分館・貫井北分館				
そ の 他 施 設	文化財センター	9:00～16:30	・感染防止対策	9:00～16:30	・感染防止対策
	清里山荘(清里少年自然の家)	営 業	・感染防止対策	営 業	・感染防止対策
	環境楽習館	9:00～17:00	3月16日より、新規予約受付再開	9:00～17:00	・感染防止対策
	栗山公園パーベキュー広場	休 止		11:00～14:00	・1日1組限定(最大4名まで) ・感染防止対策
	本町・東・貫井南・緑児童館	通常とおりの開館時間		通常とおりの開館時間	
(そ の 他)	放課後子ども教室	開 催	・感染防止対策 ※一部の学区区では中止	開 催	・感染防止対策
	休日の遊び場開放	・団体開放は再開 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)		・団体開放は実施 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)	
	スポーツ個人利用開放校	再 開	・感染防止対策	開 催	・感染防止対策
	テクノスカレッジ体育館開放	中 止		中 止	
	土曜スポーツクラブ	再 開	・感染防止対策	開 催	・感染防止対策

第73回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

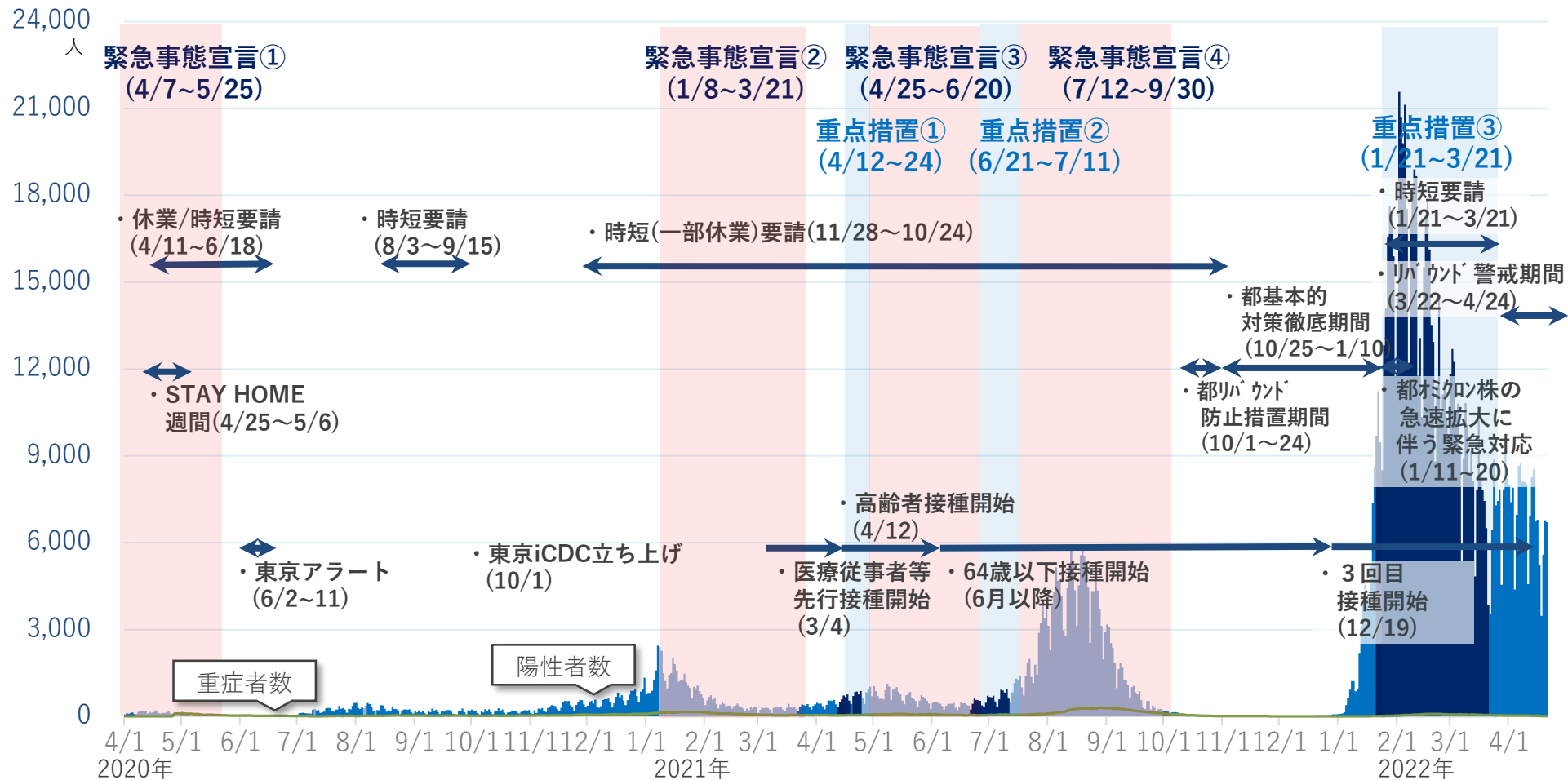
令和4年4月21日（木）17時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

都内の陽性者数等の状況（令和4年4月21日時点）

重症者	15人	オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率 5.5%	→	宿泊療養	2,874人 / 約13,000室
入院	1,707人	病床使用率 23.6%	→	陽性者	6,713人

※宿泊療養者数は4月20日時点



直近の国の動き

令和4年3月17日	第90回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○ まん延防止等重点措置の終了 区域 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県 終了日 令和4年3月21日
令和4年4月6日	第91回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」については、変更なし)

近隣3県における感染状況等

(各県ホームページ、4月20日時点)

	埼玉県	千葉県	神奈川県
重症患者数	10人	9人	18人
重症者用病床使用率	5.1%	7.2%	8.57%
入院患者数	591	384人	524人
病床使用率	31.2%	20.1%	24.95%
新規陽性者数 (7日間平均)	2,610.3人 (18,272人/7日)	1,991.3人	3,294.43人

第73回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和4年4月21日（木）17時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

東京都リバウンド警戒期間（延長）

期 間

5月22日（日）24時まで

区 域

都内全域

目的・実施内容

「医療の逼迫を
招かない」



- 医療提供体制の**維持**
- **ワクチン接種**の更なる加速
- 徹底した**感染リスクの回避**

リバウンド警戒期間における取組（案）

令和4年4月21日
東京都

1. リバウンド警戒期間における取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年4月25日（月曜日）0時から5月22日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(外出・移動等)

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼

(会食等)

- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請 (法第24条第9項)

3. 都民向けの呼びかけ

ゴールデンウィークに向け、都民に以下の協力を依頼

(ワクチン接種)

- ゴールデンウィーク前にワクチン接種
- 事前の接種ができない方は、ゴールデンウィーク期間を利用して接種

(検査の実施)

- ゴールデンウィークに帰省、旅行等する場合は、事前に検査を受検
- 旅行や会食後など、不安を感じた場合も検査を受検

(基本的な感染防止対策)

帰省先や旅行先でも基本的な感染防止対策を徹底

- 会話時のマスクを着用、大声を控える
- 室内、自動車内の積極的な換気
- 体調によっては思い切って予定を変更
- こまめな手指消毒

(ゴールデンウィークで特に想定される場面毎の注意事項)

場 面	注意事項
帰省、旅行、外出のとき	<ul style="list-style-type: none">●大切な人に会う前にワクチン接種や陰性確認●混雑する場所では会話を控えて距離の確保（大浴場や更衣室などの共用部は特に要注意）●外出の際は消毒薬を携帯●移動中の自動車内でも感染例があるため、こまめな換気を実施
イベントに参加するとき	<ul style="list-style-type: none">●主催者からの要請は必ず遵守●寄り道せずに直行直帰
友人等と飲食するとき	<ul style="list-style-type: none">●感染防止対策がとられている認証店を利用●少人数・短時間、会話と食事の場面を分ける●料理は大皿ではなく取り分ける●宴会は感染防止対策を徹底し、感染を拡げないためにも日数を空ける
家庭内	<ul style="list-style-type: none">●窓開けやレンジフードを活用した換気の実施●帰宅時、調理前、食事前の手洗い●タオルやコップなど家族間での共用は避ける

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内（※）、滞在時間を2時間以内（※）とするよう協力を依頼 ※全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシヨン」の活用を推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「4（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛するよう協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

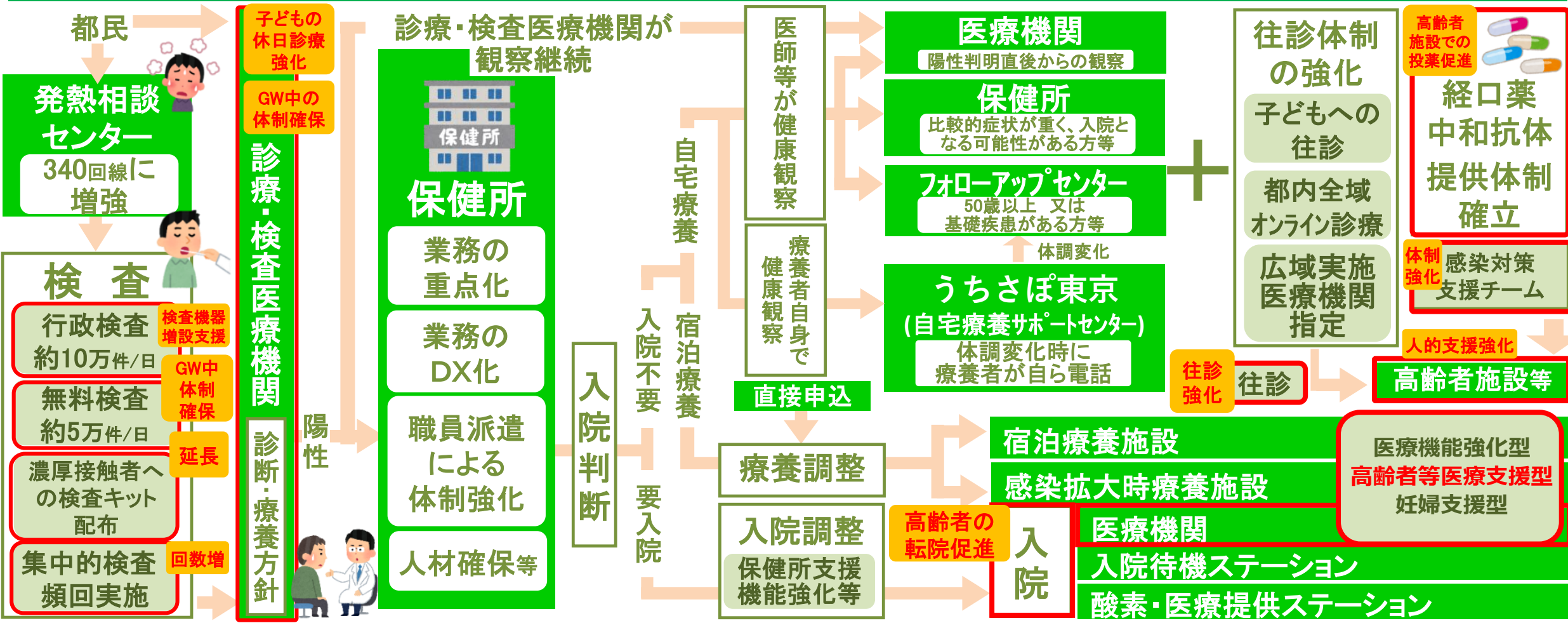
- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

保健・医療提供体制の全体像



医療提供体制①

赤字：新規施策（方向性）

確保病床 7,229床

GW中の医療提供体制の確保

臨時の医療施設の旧東京女子医大東医療センター150床の後継施設の整備(5月下旬～)

軽症・中等症の患者の転院、軽症者の宿泊療養施設、自宅等への退院を促進

病床は、一般救急等をより受け入れるため、弾力的に運用

**入院待機
ST**

46床（平成立石病院 20床、永生病院 16床、東京北医療センター 10床）

**医療
ST・
酸素**

【施設型】

600床（旧赤羽中央総合病院 150床、築地デポ 191床、調布庁舎 84床、都民の城140床、区主導型(練馬)35床）
多機能化（自宅療養者の外来機能、病床ひっ迫時における入院待機機能を追加）

【病院型】

120床のうち80床を病床に転換、酸素・医療STは**40床**（豊島20床、荏原20床）

医療提供体制②

赤字：新規施策（方向性）

感染拡大時 療養施設

原則無症状・重症化リスクのない軽症の陽性者で家庭内感染の可能性のある方、親子で療養可能な入居施設（合計604床）
うち立飛において、医療機能強化型施設100床（2/21開設）

宿泊療養 施設

約9,700室→約11,000室→約12,000室確保
居室確保に向けて調整、入所調整本部を強化（76→196→276名）
医療機能強化型、妊婦支援型の施設を整備
（2/19イーストタワー（品川プリンスホテル）、2/20ファーイーストビレッジホテル東京有明 計260床開設）

検査体制

行政検査等：1月以降約10万件/日、**医療機関・検査機関の検査機器の増設支援（4/25～）**

GW中の検査体制の確保、無料検査：最大5万件/日（更なる期間延長）

集中的検査の対象拡大、施設等職員の頻回検査（週1回→週2～3回）を実施（4/7～）

濃厚接触者への検査キット配布（更なる期間延長）、確実な供給を国に要望

すべての診療・検査医療機関（約4,300医療機関）をホームページに公表（2/25～）、
絞り込み検索機能の充実などの診療・検査医療機関マップの機能改善（3/11～）

医療提供体制③

赤字：新規施策（方向性）

自宅療養体制

発熱相談センターの体制強化（100回線→150回線（1/20～）→200回線（2/1～）→280回線（2/11～）→340回線（2/19～））

自宅療養者フォローアップセンターの体制強化（約600名体制に増員）、自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）を開設

入院調整本部の体制強化（軽症者の入院調整、保健所の支援機能強化、往診調整機能等）（1月以降2,000件を超える転退院を実施）

医療機関による陽性判明直後からの健康観察の促進（約1,780医療機関が参画）

往診体制の強化（都内全域オンライン診療、広域的に実施する医療機関（36医療機関）を指定）、かかりつけ医への透析患者の搬送（2/5～）

パルスオキシメーターの確保（20万台→約30万台→約33万台確保）、配食サービスの充実（3万→5.7万→9.6万食/週）

「自宅療養者向けハンドブック」を改訂、学生寮・部活動で集団感染を防ぐチェックリストの作成、**学生を対象とした感染予防チェックリストを新たに作成（4/22～）**

医療提供体制④

赤字：新規施策（方向性）

高齢者 対策

施設の感染制御・業務支援体制の強化（事前研修実施、支援チーム拡充、相談窓口設置）（4月下旬～）

高齢者施設等職員の頻回検査（週1回→週2～3回）を実施（4/7～）

高齢者施設への往診体制強化（地区医師会の医療支援チーム拡充）（4月下旬～）

経口薬・中和抗体薬：高齢者施設や施設嘱託医の属する医療機関の登録促進（4/1～）

高齢者等医療支援型の臨時の医療施設を整備（2/21以降、旧東京女子医、都立・公社病院）、
高齢者専用病床の体制強化（旧東京女子医大の後継施設）（5月下旬～）

療養病床を持つ医療機関や軽症・中等症の受入医療機関等の活用を促進（4月下旬～）

コロナ治療が終了した高齢者の療養病床への転院促進（5月中旬～）

入院が長期化した高齢者の転退院の強化（1月～、2,000件超）

ワクチンバス（移動式接種会場）、都大規模接種会場での接種推進

高齢者施設の人的応援体制を強化（理学療法士、作業療法士を派遣）（5月中旬～）

医療提供体制⑤

赤字：新規施策（方向性）

子ども 対策

保育所等へ感染対策支援チームを派遣(207件)、保育施設における感染症対策リーフレット改訂

集中的検査の対象を保育士・ベビーシッター・小学校職員に拡大、
保育施設等職員の頻回検査（週1回→週2～3回）を実施（4/7～）

自宅療養中の子どもへの往診の実施(3/17～)

休日に小児の診療を行う医療機関の体制強化（4月末～）

妊婦支援型の臨時の医療施設を整備(2/19以降、イーストタワー(品川プリンスホテル)・
ファーイーストビレッジホテル東京有明・都立・公社病院 計100床開設)、
子どもを含む家族で利用可能な感染拡大時療養施設を整備(2/9立飛開設)

保育士・ベビーシッターへのワクチン接種を推進、親子接種の実施(3/14～)、
ワクチンバス(移動式接種会場)による奥多摩町での小児接種を実施(3/23に15人接種)

保育所等の休園時における代替保育(公民館・児童館等)への支援

親が陽性・子どもが濃厚接触者となった場合の、子どもの預け先を確保

医療提供体制⑥

赤字：新規施策（方向性）

保健所体制

業務の重点化移行、都職員の派遣（約100名規模）、見える化やチャットボット、ウェアラブル端末による健康観察を先行実施、**進捗確認ツールの区市保健所への横展開（4月～）**
保健所を通さず宿泊療養を希望する患者が直接申し込む体制を強化（9割超が直接申込）

ワクチン

一般高齢者（R4.1～実施）、警察・消防関係者（1/19～実施）、高齢者施設等従事者（2/3～実施）、高齢者施設や保育士等への接種を推進、18歳以上の都内在住・在勤・在学者へ拡大
ワクチンバスの高齢者施設・山間地域への派遣・大学などへの働きかけ（4/11～）、都大規模接種会場を14施設へ拡大・予約なし接種実施、接種能力最大約20,000回/日、**団体接種の開始（4/11～）**
戦略的広報の実施、企業・大学・2回目接種を実施した業種等への働きかけ（4/8～）、ワクションアプリの積極的活用（4/8～）

4回目接種の準備、4回目ワクチンの迅速な供給や情報提供等早急な体制構築を国へ要望

経口薬 中和抗体薬

経口薬提供体制の確立、**高齢者施設や施設嘱託医の属する医療機関の登録促進（4/1～）**
（ラゲブリオ：登録済医療機関3,490（うち施設134）・発注済薬局2,210、パキロビッド：登録済医療機関数303・対応薬局9）

臨時の医療施設における中和抗体薬の投与、
経口薬・中和抗体薬の確実な供給と円滑な流通を国へ要望

施設内療養体制の支援強化（全体像）

赤字：新規施策（方向性）

	感染発生前	感染発生後
感染制御	<p>施設の感染対策強化</p> <p>感染拡大予防に関する事前研修（施設長等向け）</p>	<p>施設内感染拡大防止の支援</p> <p>即応支援チーム等を派遣（体制を充実）</p> <p>個別支援の実施</p> <p>専用相談窓口、24時間以内の現地指導</p> <p>地区医師会の医療支援チームが感染拡大予防策をチェック</p>
	<p>集中的検査の頻回実施（週1回⇒週2～3回）</p> <p>入所系：PCR 1回 + 抗原定性1～2回</p> <p>通所系：抗原定性2～3回</p>	
業務支援		<p>人的応援体制の強化</p> <p>運営継続に支障がある施設への介護士・看護師等の派遣</p> <p>リハビリ機能強化の支援（理学療法士、作業療法士の派遣）</p>
療養支援		<p>往診体制の強化</p> <p>地区医師会（38地区医師会・約860医療機関）、往診可能な診療所等（36医療機関）の更なる活用</p> <p>医療支援チーム（23地区医師会で設置）の活用（更なるチーム拡充を働きかけ）</p> <p>高齢者施設での投薬促進</p>

施設等の感染制御、業務支援体制の強化①

- ✓ **感染発生に対する対応力向上を図るため、高齢者施設等に対して、事前研修や個別支援を実施**

研修

- 高齢者施設の管理者等を対象に、実際の感染対策事例等をテーマとする、**感染制御の専門家による研修動画をオンライン配信**

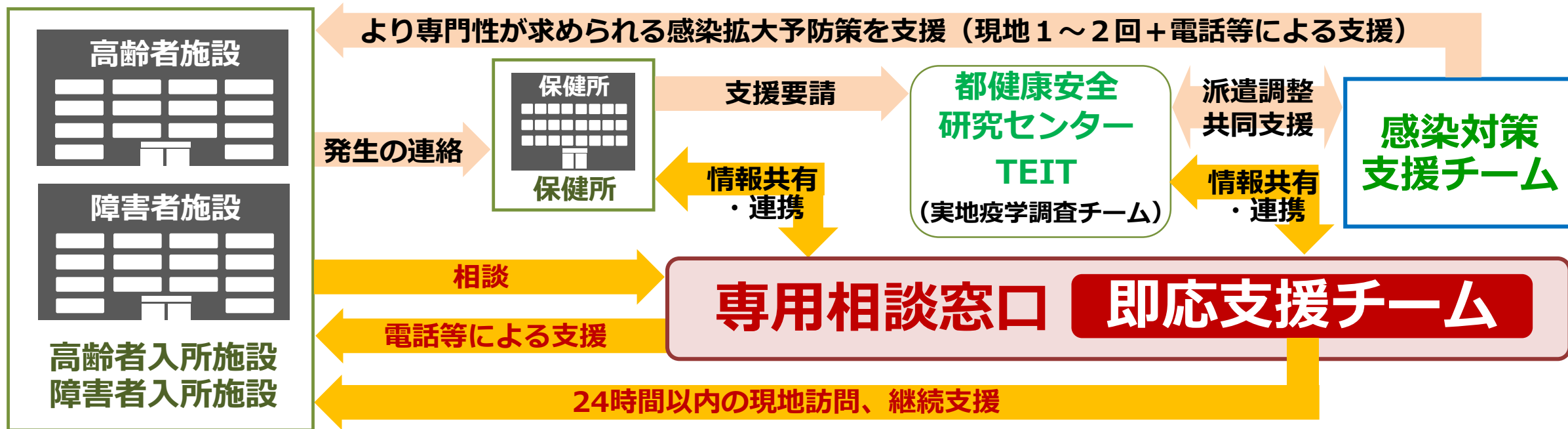
個別支援

- 要請があった施設を**即応支援チーム**等が現地訪問し、感染予防策について、施設の実態を踏まえた**個別支援を実施**



施設等の感染制御、業務支援体制の強化②

- ✓ 感染制御に関する**専用相談窓口**を新たに設置し、**感染発生の有無を問わず、施設からの相談に幅広く対応**
- ✓ 感染発生時は、**即応支援チーム**が**24時間以内に現地を訪問し、施設の対策を支援**



※地区医師会の医療支援チームや往診医も適宜フォロー

複数の陽性者が発生した高齢者施設への医療支援

- ✓ 各地区医師会が設置する**医療支援チーム**をさらに拡充し、**往診体制を強化**
- ✓ 施設の嘱託医が属する医療機関等の**中和抗体薬・経口薬登録センター**への**登録を促進**

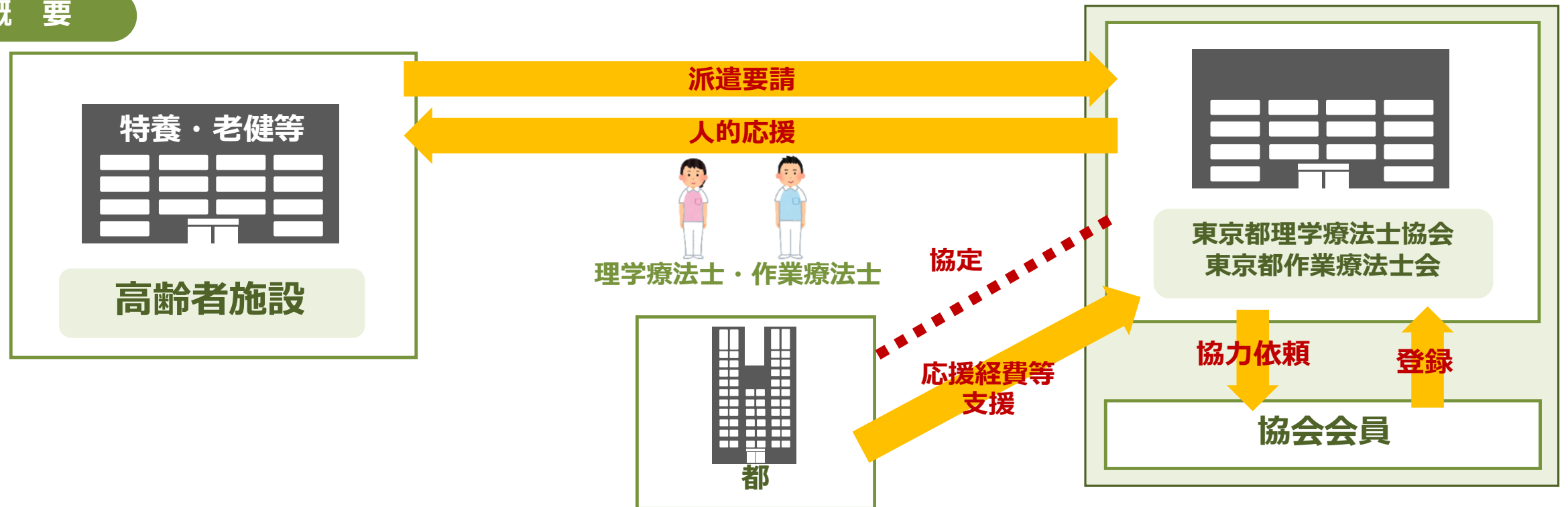
複数の陽性者発生時の支援体制



高齢者施設等の職員応援体制の強化

- ✓ 施設内療養を行う**高齢者施設等**への**応援体制を強化**
- ✓ 施設内療養によりADLが低下した入所者に対し、感染収束後速やかに**リハビリ**を再開するため、**理学療法士や作業療法士を派遣する仕組みを整備**

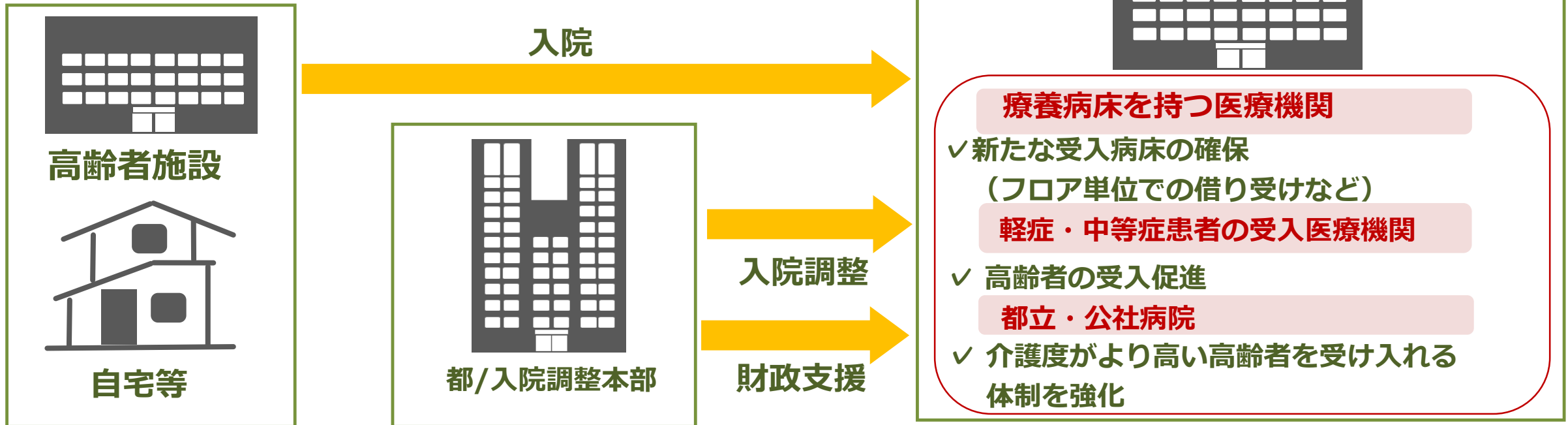
概要



新型コロナ治療期の高齢者の対応

- ✓ 医療機関において、**介護度が高い高齢者の受け入れ体制を強化**
- ✓ 療養病床を持つ医療機関や軽症・中等症の受入医療機関等の活用を促進

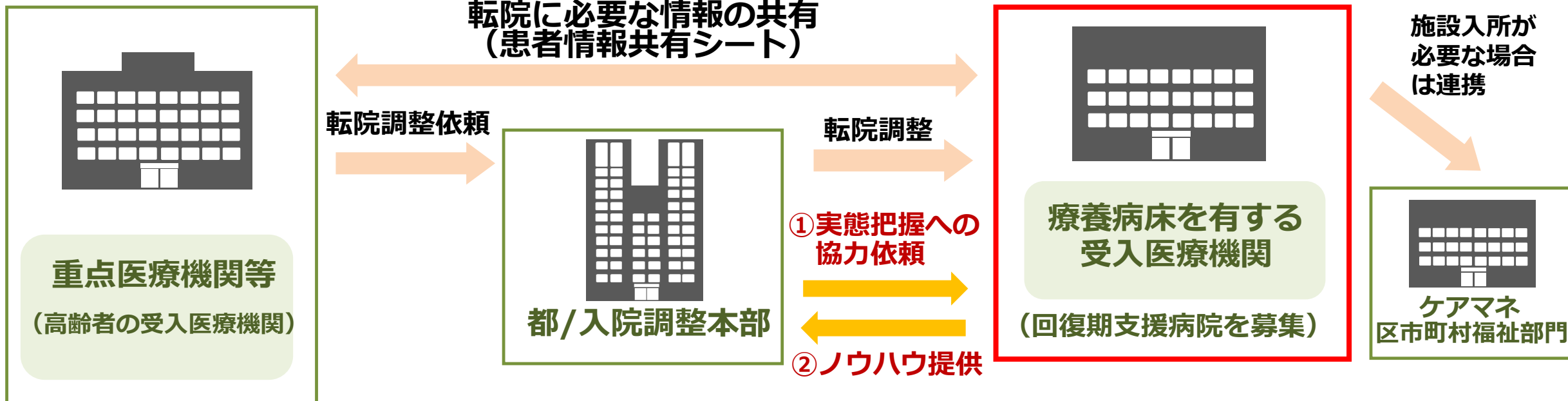
概要



新型コロナ治療終了後の高齢者の療養病床への転院支援

- ✓ **新型コロナの治療が終了した高齢者について、療養病床への転院をさらに促進**
- ✓ **確保病床を効率的に運用していくため、治療終了後の患者の受入れを積極的に行っている回復期支援病院等のノウハウを横展開**

概要



子どもへの休日診療体制の強化

休日に子どもが発熱した場合等の診療検査体制を強化

休日診療体制

- 休日（土日祝日）に稼働が減少する診療検査体制を補完するため、**休日に小児診療を受けられる機会を充実**
- **休日の診療実績**に応じて都から医療機関へ**協力金**を支給



ゴールデンウィークの診療・検査体制

✓ **GW**において、都内の**診療・検査医療機関**及び**調剤薬局**の医療提供体制を確保

- 診療・検査体制を確保する医療機関が、GW期間に分担して診療・検査

咳、発熱などの症状がある方は、**積極的に受診を**

診療・検査医療機関

- 診療・検査医療機関の詳細は、都のHPに掲載



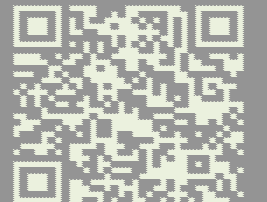
無料検査

- ✓ **感染リスクが高い環境にある等、感染不安を感じる無症状の都民の方に対する無料検査を延長（R4.5.22迄）**

GWに向けて

- **GW中に帰省や旅行をする都民、特に帰省先等で高齢者にお会いになる方などに対して、事前・事後に検査を受けていただくよう、積極的に呼びかけ**
- **GW中の検査体制の確保を事業者に要請**
- **GW中の検査実施場所や検査実施日を周知**

検査場所の詳細はHPに掲載 



検査体制の強化に向けた支援

- ✓ 感染拡大による検査需要増加に備え、都内検査機関の検査分析能力を強化するため、高性能機器の導入や機器の増設を支援

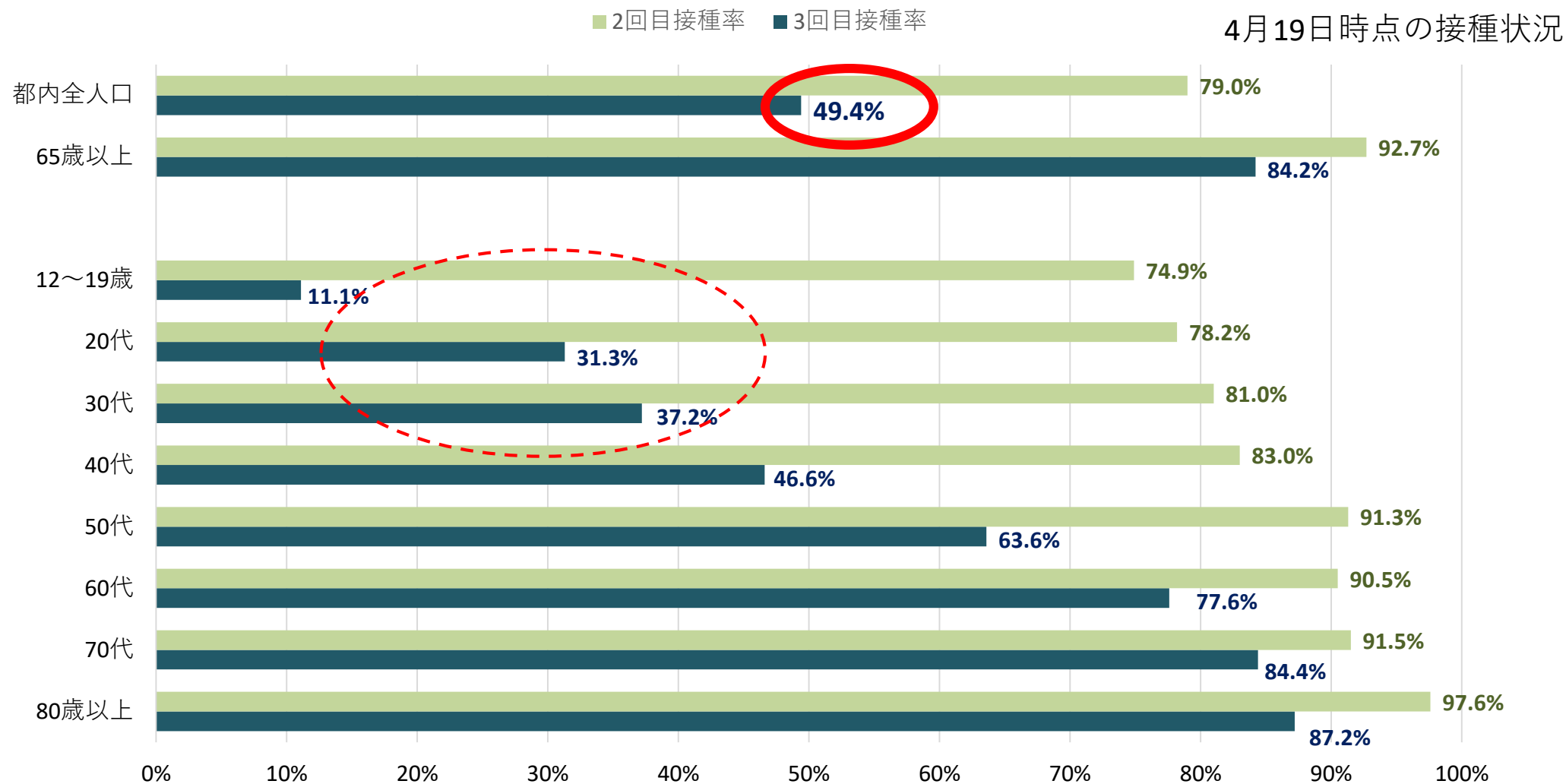
対象検査機関

- かかりつけ患者以外も対応している診療・検査医療機関（約2,400施設）
- 都内医療機関等からの検体受け入れが可能な民間検査機関（約30施設）

支援内容

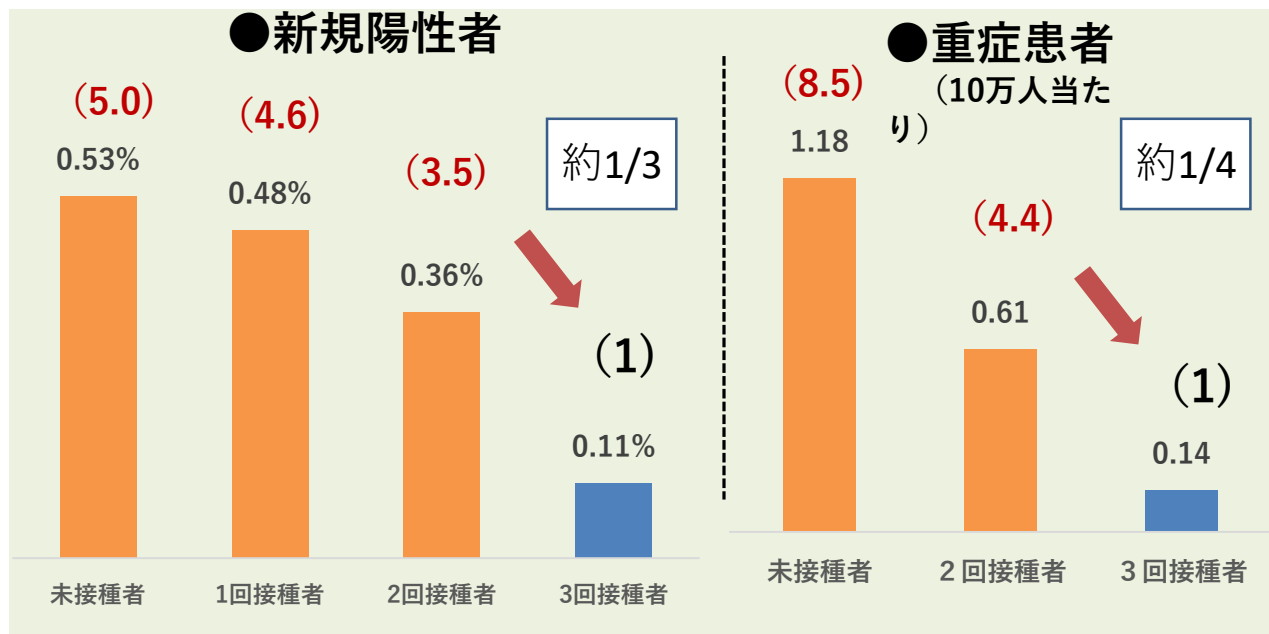
- 新型コロナウイルス感染症の検査に必要な以下の設備について、**購入費やレンタル料を全額補助**
 - ①次世代シーケンサー、②リアルタイムPCR装置、
 - ③等温遺伝子増幅装置、④全自動化学発光酵素免疫測定装置

年代別の2回目接種率と3回目接種率について



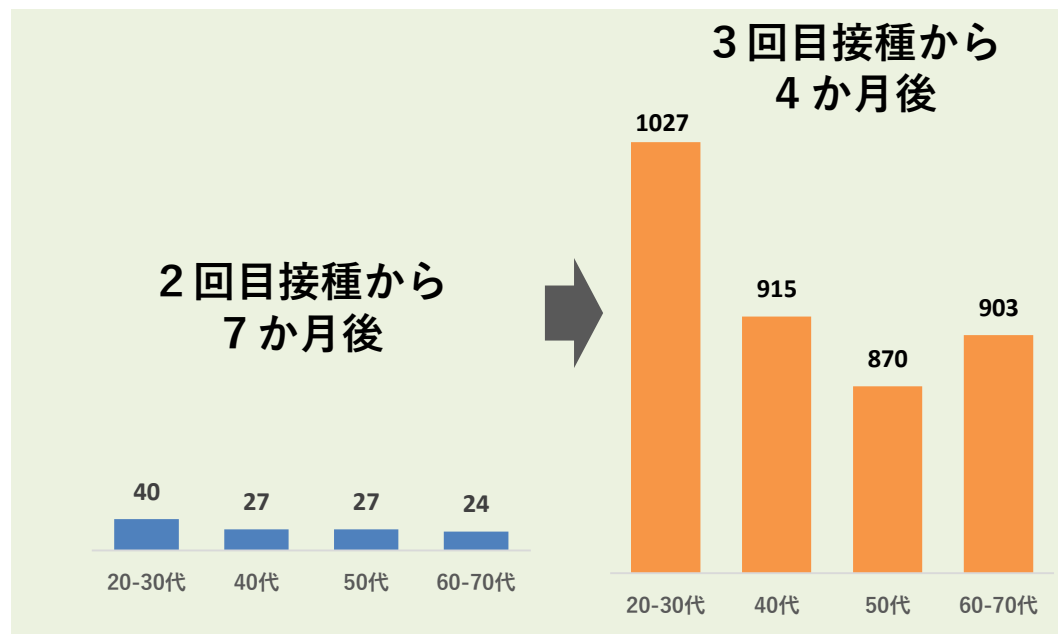
ワクチン3回目接種の効果について

< ワクチン接種歴別の発生割合 >



< 抗体保有調査の結果 >

(ワクチン接種後の中和抗体価)



新規陽性者、重症患者発生割合は
ワクチン3回目接種者が顕著に低い

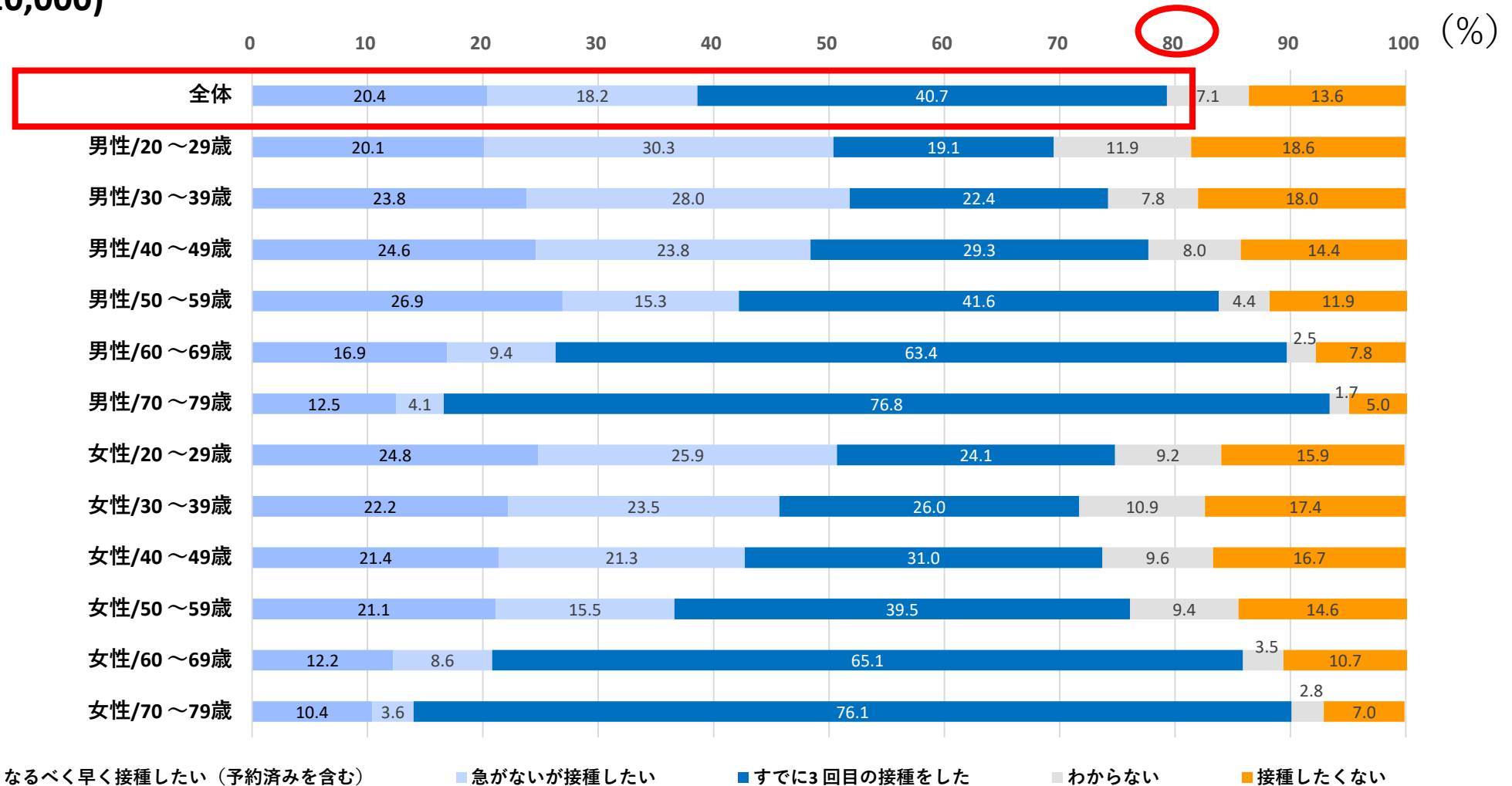
()内の数字は、3回接種者を「1」とした場合の数字

中和抗体価は、3回目接種により
増加し、4か月経過後も高く維持
されている傾向が認められる

都民アンケート調査結果（ワクチン3回目接種についての意向）

(n=10,000)

令和4年4月21日モニタリング会議 奈良先生説明資料より



都・大規模接種会場における運営方法の変更

接種をさらに推進するため、以下の5会場において、運営方法を変更

(1) 神代植物公園（ドライブスルー会場）

✓ 特別支援学校の児童・生徒等の接種ニーズに対応（4/25～）

- ① 使用するワクチンを「モデルナ」から「**ファイザー**」に変更
- ② 接種対象に「**12歳から17歳までの方**」を追加

(2) 東京都立大学（荒川・南大沢キャンパス）

✓ 予約なし接種や団体接種の開始に伴い、接種対象を拡大（4/22～）

- 現在の接種対象（学生・若者）に「**40歳以上の方**」を追加

(3) 経済団体等連携会場（飯田橋、産業サポートスクエアTAMA）

✓ 新社会人等、若い世代を中心に接種を進めるため、期間を延長

- 接種期間を「4/28まで」から「**5月末まで**」に1か月延長

都・大規模接種会場

No.	V	会場名	最大接種規模	接種対象
1	ファイザー	都庁北展望室 【団体接種】	1,250 回/日	都内在住・在勤・在学（12歳以上）
2		多摩センター 【団体接種】	900 回/日	
3		神代植物公園〔ドライブスルー会場〕	100 回/日	自力移動困難者（12歳以上）
4		三楽病院（月・木）	100 回/日	都内在住・在勤・在学（12～17歳）
5	モデルナ	都庁南展望室（予約なし実施中） 【団体接種】	1,500 回/日	都内在住・在勤・在学（18歳以上）
6		行幸地下（予約なし実施中） 【団体接種】	4,000 回/日	
7		立川南 【団体接種】	1,500 回/日	
8		乃木坂（予約なし実施中） 【団体接種】	2,400 回/日	
9		立川高松（予約なし実施中） 【団体接種】	2,000 回/日	
10		東京ドーム（予約なし実施中）	800 回/日	
-		三楽病院（火・金）	800 回/日	
11		都立大荒川キャンパス（予約なし実施中） 【団体接種】	1,000 回/日	若者・学生（18～39歳）
12		都立大南大沢キャンパス（予約なし実施中） 【団体接種】	1,500 回/日	→都内在住・在勤・在学（18歳以上）
13		中小企業・飯田橋	500 回/日	中小企業従業員等（5月末まで接種延長）
14	中小企業・サポートスクエアTAMA	500 回/日		
計 ※三楽病院は（火・金）分を計上			18,750 回/日	

➡ ワクチンバスによる接種数（約1,000回/日）と合わせて、合計約20,000回/日

TOKYOワクシヨンの活用

接種した方への特典提供による接種促進

(例)

- ✓ **都立施設**における特典提供
(上野動物園 パンダ特別観覧等)
- ✓ **まちなかの店舗**等における特典提供
(ドリンク1杯サービス等)



企業などの皆様へ

◎ **テレワーク、時差出勤**等、**人との接触を低減する取組を徹底**

◎ **引き続き事業継続**をサポートするため、**支援策の実施期間を延長**

事業継続のための備え		延長期日
宿泊型テレワークによるBCPの実行支援	5月22日 (GW期間中を除く)	
宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(日帰り)【区部・多摩】		
コロナで欠勤したスーパー・コンビニ従業員の代替要員確保支援	5月22日	
引き続きの感染防止対策の後押し		
高齢者を家庭での感染から守るための宿泊施設における滞在支援	5月22日	
「週3回・社員の7割以上」のテレワークを実施した中小企業に奨励金を支給		

学校の対応

- ✓ **GW中の感染症対策の徹底について、チェックリストを配布**
- ✓ **修学旅行などの教育活動に、引き続き、PCR検査を活用**
- ✓ **教職員の3回目のワクチン接種を促進**



東京都教育委員会 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト【小学生用】令和4年4月21日発行

GW ゴールデンウィークもコロナに気をつけよう

おうちでは…

- 毎日、体温をはかり、せきやのどの痛みなどがないか、確かめていますか？
- 外から帰ったとき、食事の前などに、手洗いをしていますか？
- 窓を開けたり、レンジフードを活用したりして換気をしていますか？

東京都教育委員会 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト【中・高校生用】令和4年4月21日発行

GW ゴールデンウィークも感染症対策を忘れずに

家庭では…

- 毎日、検温し、せきやのどの痛みなどの症状がないか確認していますか？
- 帰宅時や食事の前などに、手洗いをしていますか？
- 窓を開けたり、レンジフードを活用したりして換気をしていますか？

外出するときは…

- 不織布マスクを着用し、混雑する場所では会話をひかえていますか？
- 移動中の車内でも、積極的に換気をしていますか？
- 体調がすぐれないときは、外出をやめていますか？

友達と飲食するときは…

- 家族以外の食事中、話をするときはマスクをしていますか？
- おかしやジュースを、友達と回し飲み・回し食べしていませんか？

保護者の皆様へ

- ご家族も含めて、体調がすぐれない人がいるときは外出を控えてください。
- GW明けにお子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登校を控えてください。
- 旅行や帰省等に行く前に、ワクチン接種を受けるか、検査で陰性確認をすることをすすめします。
- GW期間を利用して、ワクチン接種を受けることをご家庭で検討してください。東京都の大規模接種会場でも、接種を受けることができます。

東京都大規模接種会場ポータルサイト

第73回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和4年4月21日（木）17時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

事務連絡
令和4年4月15日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

沖縄県を訪問する方への検査受検の呼びかけ等について

沖縄県においては、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し安定的な社会経済活動を継続する観点から、事前にワクチン3回目接種を完了する又は出発地において検査を行い陰性であることを確認するよう、呼びかけを行っているところです。

今般、足元の感染拡大への対策強化の一環として、沖縄県から国に対して、当該呼びかけを国からも全国的に行うよう要望があったことを踏まえ、国としても沖縄県を訪問する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・沖縄県を訪問する際、安心・安全に旅行等を行うために、修学旅行の場合を除き、事前に3回目接種を完了する又は出発地において検査を行い陰性であることを確認すること
 - ※ 修学旅行については、「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底している場合、上記の対象から除外することを沖縄県から周知しています。
- ・上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」(本年6月末まで)により、無料で行うことが可能であり、全国1万箇所以上の検査拠点において検査を受けられること

都道府県におかれては、上記の内容を十分ご了知の上、関係部局間で十分連携して、旅行等のために沖縄県を訪問する住民に対する事前の3回目接種又は検査受検の呼びかけにご協力いただくようお願いいたします。

また、これらに伴い見込まれる無料検査の需要にも対応した実施体制の確保に努めていただくとともに、無料検査拠点の整備状況等について積極的に周知いただくようお願いいたします。

なお、貴管内市町村へも上記の内容について周知いただくようお願いいたします。

濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について

令和4年3月29日
福祉保健局

✓ **オミクロン株が主流**である間、**自治体の判断**により、濃厚接触者の特定や行動制限の対応が可能に(R4.3.16国通知)

区分	これまでの取り扱い		変更後の取り扱い	
	濃厚接触者の特定	行動制限	濃厚接触者の特定	行動制限
①同居家族	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間は起算日から7日間 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取り扱いと同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間は7日間(現行の取り扱いと同様) ・4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査
②ハイリスク施設 <small>医療機関、 高齢・障害者施設</small>	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク施設は、必要に応じて、訪問による積極的疫学調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間は最終接触日から7日間 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク施設は、必要に応じて、訪問による積極的疫学調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 最終接触日から7日間 (現行の取り扱いと同様) ・4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※集中検査のためのキットを活用
②-2ハイリスクに準じる施設 <small>(注1)</small> <small>高齢・障害児者の通所、訪問系事業所</small>			<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 施設において濃厚接触者リストを作成し、保健所が確認 	
③保育所等 <small>(注2)</small> で感染者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 施設において濃厚接触者リストを作成し、保健所が確認 	<ul style="list-style-type: none"> エッセンシャルワーカーであれば4日目、5日目の検査陰性で待機解除。 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や地域の実態等を踏まえ、保健所が効率的・効果的な方法により確認 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の対策を管理した上で、従事可 (a) 通常の接触の場合 一定期間（目安として7日間）の体調管理、ハイリスク行動回避、マスク着用等の実施 (b) 感染対策なしに陽性者と食事 一定期間（5日間程度）の外出自粛等の感染対策、自主的な検査(自費検査)の実施 ※いずれの場合も有症状は受診
④事業所 <small>ハイリスク施設、 保育所等を除く</small>	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> さらに医療従事者は、毎日の検査陰性で従事可 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者を特定せず ※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請 	
⑤同居・職場以外	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間は起算日から7日間 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取り扱いと同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 療養期間は7日間(現行の取り扱いと同様) ・4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査

(注1) 通所施設等について、国通知では「事業所」に分類されているが、都では「ハイリスクに準じる施設」として、陽性者が1名発生した段階から濃厚接触者の特定や行動制限を行う。

(注2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

(参考) オミクロン株陽性者の濃厚接触者が7日間をまたずに、待機を解除する場合の検査

7日間の自宅待機を待たずに、待機を解除する場合（社会機能維持者に限らず、実施可能）

① 抗原定性検査で4、5日目で陰性の場合、待機解除

※ 4日目以降であれば、任意のタイミングで検査実施可能

② 7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスク着用等を依頼

●：検査実施日

日数		最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降
検査方法	抗原定性検査					●	●			
		① 4、5日目の検査陰性まで自宅待機					② ①後、待機解除（検査必要なし） ③ 7日経過まで、自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける			

(参考) オミクロン株陽性者の濃厚接触者である医療従事者等※が勤務を継続する場合の検査について

最終接触日の翌日から勤務を継続する必要がある場合

- ① 最終接触日から1～4日目の場合、業務前検査で陰性が確認された場合、業務に従事可能
- ② 5日目の検査（抗原定性検査は4、5日目）で陰性の場合、5日以降の検査実施の必要なし
- ③ 7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスク着用等を依頼

●：検査実施日

日数	最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降	
検査方法	核酸増幅検査 抗原定量検査	●	●	●	●	●				
	抗原定性検査	●	●	●	●	●				
		① 毎日の検査で陰性の場合勤務可能					② 5日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける。			
		① 毎日の検査で陰性の場合勤務可能 (やむを得ない場合使用可能)					② 4、5日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける。			

※ 医療従事者、介護従事者、障害者支援施設等従事者、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ職員等